

平成 28 年 7 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ボ ラ ブ ル ア ジ ア
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 村 英 毅
(コード番号：6191 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 柴 田 裕 亮
(TEL. 03-3455-0836)

**株式会社光通信に対する
第三者割当による募集新株予約権(有償ストックオプション)の発行に関するお知らせ**

当社は、平成 28 年 7 月 25 日開催の当社取締役会において、株式会社光通信（以下、「光通信社」といいます。）に対して、第三者割当による新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 割当日	平成 26 年 8 月 10 日(水)
(2) 発行新株予約権数	1,662 個
(3) 発行価額	1 個につき金 100 円
(4) 当該発行による 潜在株式数	166,200 株
(5) 資金調達の額	784,630,200 円 (内訳) 発行時 166,200 円 行使時 784,464,000 円
(6) 行使価額	1 株につき 4,720 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、株式会社光通信に 1,662 個を割り当てる。
(8) その他	1. 上記各号については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とする。 2. 新株予約権の行使の条件 ① 新株予約権者は、当社の顧客獲得による取扱高が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を

	<p>行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。</p> <p>(a) 業務提携に関連する当社サービス（BTM サービス、IT オフショア開発サービス並びにオフショア BPO サービス）において、株式会社光通信から紹介を受けた顧客からの取扱高が、権利行使期間における当社各事業年度（10月1日～9月末日）において50億円以上となった場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/2を行使することができる</p> <p>(b) 業務提携に関連する当社サービス（BTM サービス、IT オフショア開発サービス並びにオフショア BPO サービス）において、株式会社光通信から紹介を受けた顧客からの取扱高が、権利行使期間における当社各事業年度（10月1日～9月末日）において100億円以上となった場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の全てを行使することができる</p> <p>② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>③ 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
--	--

2. 募集の目的及び理由

当社は法人を顧客に有するサービスとして、オンライン旅行事業において、業務出張に関する移動及び宿泊の手配ニーズがある顧客や旅行サイト運営者に対し、旅行商品のワンストップサービスを提供する BTM サービス、IT オフショア開発事業において、顧客ごとに専属のエンジニアを当社オフショア拠点にて都度新規採用してチームを組成する IT オフショア開発サービス、オフショア拠点で日本語を使用できる人材を揃え、サイトの編集・更新、加工やパンフレット作成等の業務を行うオフショア BPO サービスを展開しています。当社の競争力のさらなる強化のためには、これらサービスの新規法人顧客獲得を行ううえで強力な営業ノウハウをもつ営業協力先との提携が有効との判断に至り、光通信社と業務提携を行うことを決議いたしました。

詳細は、本日付の適時開示「株式会社光通信との業務提携に関するお知らせ」にて開示しております。

業務提携に際し、今後の光通信社から新規顧客の紹介に関して、具体的な数値目標を設定し、目標達成への意欲及び士気を向上させ、株主として利害を共有化することで、その目標達成をより確実なものとするができることから、上記1. 募集の概要の(8)その他に記載しております行使条件を達成することによって行使可能となる業績達成条件を付した新株予約権を発行することが有効であるとの判断に至りました。顧客紹介予定のサービス（BTM サービス、IT オフショア開発サービス、オフショア BPO サービス）の当社取扱高実績（27/9 期実績で 20 億円）に比して、達成条件として設定した、50 億円・100 億円は意欲的な数値であり、新株予約権発行の意義があると考えています。

当社と割当予定先である光通信社が業務提携に向けた議論をする中で、割当予定先から、当社への営業協力による当社の企業価値向上への貢献欲を高めるために、将来の目標数値を行使条件とする新株予約権についての提案がありました。当社にとりましても、割当予定先企業の意欲及び士気を向上させるため、業績達成を条件とすることで既存株主の希薄化を抑える形で株主として利害共有化を図るために、有償にて新株予約権を発行することが適切と判断しています。

割当予定先である光通信社がこれまで培ってきたテレマーケティング等のダイレクトマーケティングにより、従来の当社にはない販売チャネルの拡大を図ることが可能となる等、当社全体として競争力の向上及び経営効率の改善を図ることができ、これにより、お客様満足度の向上と企業価値の向上を目指すものであります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期間

(1) 新株予約権の発行

(ア) 調達する資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額 （円）	差引手取概算額（円）
784,630,200	3,000,000	781,630,200

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額です。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

(イ) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
運転資金	781,630,200 円	平成 28 年 10 月～平成 33 年 11 月

今回の募集は、本新株予約権者の判断により行使がなされる性質のものであるため、払込金額及び時期を資金計画に組み込むことは困難であります。上記差引手取概算額 781,630,200 円については BTM サービス及び IT オフショア開発サービス並びにオフショア BPO サービスの事業運営に係る当社の運転資金に充当する予定であります。

今回の募集は、今後の事業拡大において重要な提携先となる株式会社光通信に対して新株予約権を付与する目的であり、提携に伴う当社サービス（BTM サービス、IT オフショア開発サービス並びにオフショア BPO サービス）の取扱高が増加した場合に、新株予約権の権利行使がなされる可能性があります。従って、権利行使がなされる時点では、当社サービスの取扱高増加に伴い、当社サービスに係る運転資金の所要額も増加いたします。上記手取概算額は、この運転資金に充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に増加する株式数は、166,200 株（議決権 1,662 個）であり、当社の平成 28 年 6 月 30 日現在の発行済株式数 5,541,600 株（総議決権個数 55,416 個）に対して 3.0%（総議決権に対する割合 3.0%）で希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権の発行は、従来にも増した積極的な新規顧客開拓による中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を図るために、付与対象者の意欲及び士気を向上させることを目的として付与するものであり、中長期的な観点からは株主の皆様の利益の向上につながるものと考えております。

したがって、本新株予約権の行使により一時的な株式の希薄化は生じるものの、その効果を鑑み、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100 円とすることといたしました。当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都港区千代田区霞ヶ関 3-2-5 代表取締役社長 野口 真人）が、当社の本新株予約権の発行要項を考慮し、本新株予約権の決議日前営業日の当社普通株式の株価終値（4,720 円）、行使価額（4,720 円）、満期までの期間（5 年）、ボラティリティ（51.46%（類似上場会社平均値））、無リスク利子率（-0.328%）、配当利回り（0%）、過去の対象事業取扱高を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出しています。なお、権利行使条件に付された業績条件の達成確率は、過去の対象事業の取扱高に基づき算出さ

れています。

算出結果と本新株予約権1個当たりの金額と同額であり、当社は、当該算定結果の記載された算定結果報告書を取得し、その算定結果を参考に決定したものであります。

また、本新株予約権の行使価額は、既存株主の皆様にご与える影響等を考慮したうえで、割当予定先と協議・交渉した結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を行使価額とすることで合意がなされ、4,720円が行使価額となっております。

上記の通り、本新株予約権の発行価額は第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが新株予約権の発行価額の算定手法として、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しており、当該第三者機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、また、行使価額につきましては、行使価額を発行決議日前営業日の終値とすることで本新株予約権発行後における株価上昇分が割当予定先の利益となり、割当予定先の当社への営業協力による当社の企業価値向上への貢献欲を高めることが可能となることから、本新株予約権の発行価額及び行使価額は、適正かつ妥当な価額であり、特に有利な金額には該当しないと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本新株予約権の発行目的や本新株予約権の発行条件について十分な討議、検討を行った結果、出席取締役全員の賛成により、本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、平成28年7月25日開催の取締役会に出席した監査役4名（うち社外監査役2名）からは、株式会社ブルータス・コンサルティングは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、株式会社ブルータス・コンサルティングは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、株式会社ブルータス・コンサルティングによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して株式会社ブルータス・コンサルティングから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断でき、当社株式の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案しても、当該発行価額が、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

6. 本第三者割当による本新株予約権の割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

1) 割当予定先の概要

(1) 名称	株式会社光通信
(2) 所在地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 重田 康光 代表取締役社長 玉村 剛史
(4) 事業内容	移動体通信事業、OA 機器販売事業、固定回線取次事業、

	法人向け携帯電話販売事業、 インターネット関連事業、 保険代理店事業、 ビジネスソリューション事業 他		
(5) 資本金	54,259 百万円		
(6) 設立年月日	昭和 63 年 2 月 5 日 (登記上は昭和 27 年 4 月 1 日)		
(7) 発行済株式数	47,749,642 株 (平成 28 年 3 月 31 日時点)		
(8) 決算期	3 月末日		
(9) 従業員数	9,731 名 (連結 平成 28 年 3 月末日時点)		
(10) 主要取引先	ソフトバンクモバイル株式会社、 KDDI 株式会社 シャープビジネスソリューション株式会社 他		
(11) 主要取引銀行	みずほ銀行 他		
(12) 大株主及び持株比率 (平成 28 年 3 月 末 時 点)	有限会社光パワー 42.10% JP MORGAN CHASE BANK 385632 2.91% 株式会社光通信 2.68% 重田 康光 2.51% 玉村 剛史 2.39% 有限会社テツ 2.30% 有限会社マサ 2.30% 有限会社ミツ 2.30% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 1.61% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 1.39%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。		
(14)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態		
決算期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
連結純資産	143,651 百万円	175,511 百万円	180,340 百万円
連結総資産	338,815 百万円	393,352 百万円	410,352 百万円
1 株当たり連結純資産 (円)	2,842.67 円	3,488.34 円	3,588.96 円
連結売上高	565,165 百万円	562,509 百万円	574,523 百万円
連結営業利益	31,763 百万円	32,084 百万円	37,483 百万円

連結経常利益	39,737 百万円	36,551 百万円	38,356 百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	29,352 百万円	20,763 百万円	25,021 百万円
1株当たり連結当期純利 益(円)	623.71 円	450.27 円	538.13 円
1株当たり配当金(円)	140.00 円	160.00 円	186.00 円

※なお、当社は同社が東京証券取引所に提出した平成28年6月30日付「コーポレート・ガバナンス報告書」のうち、「内部統制システム等に関する事項」において公表されている同社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況の内容、当社所定の反社会的勢力との関わりについての審査結果等により、割当予定先が暴力団等とは一切関係がないことを確認しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社はオンライン旅行事業においてBTMサービス、ITオフショア開発事業においてITオフショア開発サービス、オフショアBPOサービスを展開していますが、当社の競争力のさらなる強化のためには、新規顧客獲得を行ううえで強力な営業ノウハウをもつ営業協力先が不可欠との判断に至り、従来にも増した積極的な新規顧客開拓による中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を図ることを目的として、その意欲及び士気を向上させ株主との利害共有化を図ることを目的として、有償にて新株予約権を発行するものであります。

今回の割当予定先である光通信社は、中小企業等への訪問販売や、コールセンターを使ったテレマーケティングに強みを持つ会社であり、また、光通信社のネットワークを活用し、当社がこれまでリーチできなかった顧客層への販路拡大も見込めることから、当社にとっては、強力な販売チャネルを確保することができ、今後の当社の事業拡大において重要な提携先になると判断したためであります。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、光通信社から、本新株予約権は譲渡せず、また本新株予約権行使により交付される株式は長期的に保有する方針であることを書面で確認しております。

なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものと定めております。

(4) 割当予定先の払い込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、光通信社について、同社の第29期有価証券報告書(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)に基づき経営成績及び財政状態を確認しております。

以上により、同社の資金等の状況については、当社への払込日時点において要する資金については特段問題がなく、本新株予約権の発行についての払込みに関して確実性があるものと判断しております。

7. 募集後の大株主持株比率

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済み株式総数に対する所有株式数の割合 (%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権の割合 (%)
大石 崇徳	東京都港区	2,416,400	43.60	2,416,400	42.34
吉村ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目1番34-3705号	1,304,000	23.53	1,304,000	22.85
FENOX VENTURE COMPANY 9. L. P. (常任代理人 Fenox Venture Capital Japan CEO 名雲 俊忠)	1641 NORTH 1ST ST SUITE 110, SAN JOSE, CA 95112 (神奈川県川崎市麻生区)	167,100	3.02	167,100	2.93
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋1丁目4番10号	-	-	166,200	2.91
株式会社ベクトル	東京都港区赤坂4丁目15番1赤坂ガーデンシティ 18F	76,500	1.38	76,500	1.34
山下 大介	東京都渋谷区	76,500	1.38	76,500	1.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8号11	68,600	1.24	68,600	1.20
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) (常任代理人野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC 4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目9番1)	41,600	0.75	41,600	0.73
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB	28,200	0.51	28,200	0.49

(常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社)	U. K. (東京都港区六本木6丁目10番1六本木ヒルズ森タワー)				
FENOX VENTURE COMPANY 3. L. P. (常任代理人 Fenox Venture Capital Japan CEO 名雲 俊忠)	1641 NORTH 1ST ST SUITE 110, SAN JOSE, CA 95112 (神奈川県川崎市麻生区)	27,300	0.49	27,300	0.48
資産管理サービス信託銀行株式会社(金銭信託課 税口)	東京都中央区晴海1丁目8番12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	25,100	0.45	25,100	0.44
計	—	4,231,300	76.36	4,397,500	77.04

(注) 1 所有株式数及び総議決権に対する所有議決権数の割合は、平成28年3月31日時点の株主名簿をもとに作成しております。

2 小数点以下第二位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

本業務提携により、提携先である光通信社からの顧客紹介により当社の契約につながり、当社業績へ寄与するものと考えています。

現時点では、業績寄与のタイミング・金額等の見通しは不確実ですが、光通信社が新株予約権全部を行使するための条件として、光通信社からの顧客紹介に伴う当社各事業年度における当社サービスの取扱高が50億円、100億円(50億円で半数が行使可能、100億円で全数が行使可能)となることを設定しており、当該金額が新株予約権の行使可能期間(平成28年10月～平成33年11月)における光通信社のインセンティブ目的での目標値となります。従って、新株予約権の行使条件となっている業績条件を割当対象先である株式会社光通信が満たした場合には、確実に当社の収益に大きく貢献することから当社の業績向上が図られる見通しであります。

なお、当期の業績予想に与える影響は軽微と見込んでおりますが、開示の必要性が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	平成 25 年 9 月期	平成 26 年 9 月期	平成 27 年 9 月期
売上高	—	1,451,127 千円	2,754,912 千円
営業利益	—	99,251 千円	312,875 千円
経常利益	—	93,391 千円	305,591 千円
当期純利益	—	44,999 千円	172,482 千円
1 株当たり当期純利益	—	9.84	37.70
1 株当たり配当金	—	—	—
1 株当たり純資産	—	37.02	74.66

平成 25 年 9 月期は連結財務諸表を作成しておりません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,541,600 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	308,100 株	5.5%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成 25 年 9 月期	平成 26 年 9 月期	平成 27 年 9 月期
始 値	—円	—円	—円
高 値	—円	—円	—円
安 値	—円	—円	—円
終 値	—円	—円	—円

(注1) 平成 28 年 3 月 31 日をもって株式会社東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募による新株式発行

払 込 期 日	平成 28 年 3 月 30 日
調 達 資 金 の 額	1,026,720,000 円（差引手取金概算額 1,010,720,000 円）
発 行 価 額	1,116,000,000 円

募集時における発行済株式数	4,748,100株
当該募集による発行済株式数	620,000株
募集後における発行済株式総数	5,368,100株
発行時における当初の資金使途	システム投資資金、広告宣伝費、採用教育費や人件費
発行時における支出予定時期	平成28年9月期～平成30年9月期
現時点における充当状況	現時点までにおいて、当初の予定通り充当中であります。

・オーバーアロットメントの売出しに係る第三者割当による新株式発行

払込期日	平成28年5月9日
調達資金の額	247,572,000円（差引手取金概算額246,572,000円）
発行価額	269,100,000円
募集時における発行済株式数	5,368,100株
当該募集による発行済株式数	149,500株
募集後における発行済株式総数	5,517,600株
発行時における当初の資金使途	システム投資資金、広告宣伝費、採用教育費や人件費
発行時における支出予定時期	平成28年9月期～平成30年9月期
現時点における充当状況	現時点までにおいて、当初の予定通り充当中であります。

10. 発行要項

1. 新株予約権の数

1,662個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式166,200株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、100 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 4,720 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に

かかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成28年10月1日から平成33年11月30日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使期間中において次の各号に掲げる条件を満たした場合、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

(a) 権利行使期間中に、新株予約権者が当社に対して顧客を紹介したことにより、当該顧客と当社との間に当社が提供するサービス（BTMサービス、ITオフショア開発サービス及びオフショアBPOサービス）に係る契約が成立し、権利行使期間における当社各事業年度（10月1日～9月末日）において、当該契約に係る取扱高（当社が提供するサービスに係る当社の顧客に対する総販売額をいう。以下同じ。）の合計が50億円以上になった場合：新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50パーセントを行使期間満了までに行使することができる。

(b) 権利行使期間中に、新株予約権者が当社に対して顧客を紹介したことにより、当該顧客と当社との間に当社が提供するサービス（BTMサービス、ITオフショア開発サービス及びオフショアBPOサービス）に係る契約が成立し、権利行使期間

における当社各事業年度（10月1日～9月末日）において、当該契約に係る取扱高の合計が100億円以上になった場合：新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100パーセントを行使期間満了までに行使することができる。

- ② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ③ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成28年8月10日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編

後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成28年8月10日

9. 申込期日

平成28年8月9日

10. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上